東京都スポーツ推進大使ゆりーとの取扱に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、東京都のスポーツの推進に向け、東京都スポーツ推進大使ゆりーと（以下「ゆりーと」という。）による広報を実施するため、ゆりーとデザインの利用及び「ゆりーと」（商標登録第 5405755 号）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）の例による。

（利用の許諾の申請）

第２条　ゆりーとデザインの利用の許諾を受けようとする者は、報道機関が報道目的で利用する場合又は東京都（以下「都」という。）が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ利用許諾申請書（様式第１ 号）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

（利用の許諾）

第３条　知事は、前条の規定による利用の許諾の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用目的及び利用方法が都のスポーツ推進に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないものとする。

（１）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（２）都の品位を傷つけ、又はスポーツ推進の正しい理解の妨げになるとき。

（３）第三者の利益を害すると認められるとき。

（４）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。

（６）ゆりーとデザインの利用によって、特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

（７）都が作成したデザインガイドマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。

（８）その他知事が不適当と認めるとき。

２　前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、利用許諾書（様式第２号）をもって行う。

（利用上の遵守事項）

第４条　ゆりーとデザインの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）許諾された用途にのみ利用し、都の指示する利用条件に従うこと。

（２）利用に当たっては、都が提供したゆりーとデザインに係る素材を第三者に譲渡し、又

は転貸しないこと。

（３）都が保有するデザインマニュアルに定められた色、形等を正しく利用すること。

（４）原則として、ゆりーとデザインを利用する物件には「©東京都　スポーツ推進大使ゆりーと　＃（前条第２項による許諾番号）」を明示すること。ただし、その形状等から許諾番号を明示することが困難な場合を除く。

（５）物件の完成見本を、速やかに都に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（６）ゆりーとデザインを利用する物件は、製造に当たって環境に配慮するなど、都の指針を踏まえたものとすること。

（７）ゆりーとデザインの利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。ゆりーとデザインの著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、都は一切の責任を負わない。

（８）ゆりーとデザインの利用主体について、物件に明示する等、第三者に周知すること。

（９）故意又は過失により都に損害を与えた場合、これによって生じた損害を都に賠償すること。

（許諾内容の変更）

第５条　第３条第１項の規定により許諾を受けた者が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、利用許諾変更申請書（様式第３号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

２　前項の場合においては、第２条から第４条までの規定を準用する。

（利用状況の報告等）

第６条　知事は、ゆりーとデザインの利用の許諾を受けた者に対し、利用報告書（様式第４号）により、ゆりーとデザインの利用状況について報告を求めることができる。ただし、営利目的で使用する場合は、利用期間終了後 30 日以内または知事が別途定める期日までに、利用報告書（様式第４号）により、ゆりーとデザインの利用状況について報告を行うものとする。

（許諾の取消）

第７条　知事は、ゆりーとデザインの利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

２　前号の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を利用してはならない。

３　第１項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

（商標の使用）
第８条　本件商標の使用は、通常使用権とする。
２　本件商標の使用に関する取扱については、第２条から前条までの規定を準用する。この場合において、第１号から第４号までの様式中、「利用」とあるのは、「使用」とみなす。

（使用料）
第９条　ゆりーとデザインの著作権使用料及び「ゆりーと」の商標使用料については、当分の間、無償とする。

（その他）
第10条　この要領に定めるもののほか、取扱に関して必要な事項は、別途生活文化スポーツ局長が定めることができる。

附　則
この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成２６年７月２２日から施行する。

附　則
この要領は、平成３０年６月６日から施行する。

附　則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

東京都知事　様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）　　㊞
連絡先（担当者名、電話番号）

東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザイン利用許諾申請書

東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザインを利用したいので、東京都スポーツ推進大使ゆりーとの取扱に関する要領第２条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、同要領に定める事項を遵守します。

記

１　申請内容

<table>
<tr><td>利用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用方法</td><td colspan="2">（種類・名称・規格・数量等）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>利用場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>利用期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営利目的での利用</td><td rowspan="2">有　・　無</td><td>（有の場合、販売価格及び販売数）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>期待される広報効果</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

２　添付書類

・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
・申請者の概要が分かるもの（２回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
・その他参考となる資料

要領第３条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）　　㊞

様式第２号（第３条第２項関係）

年　　月　　日

様

東京都知事　　印

東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザイン等利用許諾書

年　　月　　日付で申請があった、東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザイン等の利用（内容変更）について、東京都スポーツ推進大使ゆりーとの取扱に関する要領第３条第２項により、下記のとおり許諾します。

記

１　許諾内容は、東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザイン等利用許諾申請書のとおりとする。

２　東京都スポーツ推進大使ゆりーとの取扱に関する要領を遵守すること。

３　原則として、「©東京都　スポーツ推進大使ゆりーと　＃（下記許諾番号)」を明示すること。

許諾番号：第　　号

４　利用期間は、　　から　　までとする。

５　営利目的の場合は、東京都スポーツ推進大使ゆりーとの取扱に関する要領第６条に基づき、本件利用期間終了した日から３０日以内に、東京都知事宛てに利用状況の報告を行うこと。

様式第３号（第５条第１項関係）

年　　月　　日

東京都知事　様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）　　㊞

東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザイン利用許諾変更申請書

年　　月　　日付で許諾（許諾番号　第　　号）を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、変更後の利用に当たっては、同要領に定める事項を遵守します。

記

変更内容

要領第３条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）　　㊞

様式第４号（第６条関係）

東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザイン利用報告書

年　　月　　日

東京都知事　様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）　　㊞

年　月　日付け第　　号で承諾された、デザイン等の利用について、下記のとおり報告します。

記

承諾番号	
利用方法	
利用団体	
利用場所	
利用期間	
作成数	
営利目的での利用の場合	
販売価格	
販売数	

※１　利用状況が分かる写真等の参考資料を添付すること

※２　枠内の記載が困難な場合は、別紙（様式任意）を添付し記載に代えること

以上